

事業者排出量削減報告書

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	〒616-8104 京都市右京区太秦下刑部町12番地								
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	京都市公営企業管理者 交通局長 葛西 宗久								
事業者の主たる業種	自動車運送事業及び高速鉄道事業								
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））								
計画期間	平成20年4月～平成23年3月								
基本方針	環境にやさしい公共交通機関である市バス・地下鉄への利用を促進し、自動車交通（マイカー）中心社会からの転換を図るとともに、低公害バス車両の導入や、職員への啓発、地下鉄の設備機器等の更新時に省エネ仕様のものを採用するなどハード・ソフトの両面からの対策を講じ温室効果ガス排出量の削減に取り組む。								
推進体制	京都市地球温暖化対策推進本部の各部会に構成員（各部門に1人）を中心に、実施計画及び進捗状況を管理する。								
年度ごとの具体的な取組及び措置の状況	年度	設備、対象、工程等	措置内容						
	20～22	事務系	電気、ガス、ガソリン等エネルギーを減らし、温室効果ガス排出量を3%削減する。						
	20～22	自動車運送事業	アイドリングストップ等低公害車両（8イコ）の導入、軽油とバイオディーゼル燃料（20%）の混合燃料の使用、営業所バス留置時及びバス運行時のアイドリングストップの実施と職員への啓発						
20～22	高速鉄道事業	地下鉄駅換気設備のファンの運転時間を短縮する。地下鉄駅照明機器の更新時に省エネ仕様のものを採用する。換気用送排風機のファンベルト更新時に省エネ仕様のものを採用する。							
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	報告年度（実績） （21）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （実績）			
	A 事業所等排出区分	22,377.0 t	22,793.0 t	1.9 %	22,929.3 t	2.5 %			
	B 輸送車両排出区分	46,975.0 t	47,590.0 t	1.3 %	48,733.0 t	3.7 %			
	C その他排出区分	t	t	%	t	%			
	排出合計	*1 69,352.0 t	*2 70,383.0 t	1.5 %	*4 71,662.3 t	3.3 %			
	実績に対する自己評価	地下鉄事業については、平成19年度による新駅（2駅）が増設されたため基準年度より増加している。バス事業については、臨時増発等を行ったことに伴って増加している。							
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）		
	事務系	二酸化炭素換算 延床面積	0.10176 t-CO2/m <sup>2</sup>	0.10110 t-CO2/m <sup>2</sup>	-0.6 %	0.07747 t-CO2/m <sup>2</sup>	-23.9 %		
	自動車事業	二酸化炭素換算 走行距離数	0.00132 t-CO2/km	0.00130 t-CO2/km	-1.0 %	0.00133 t-CO2/km	0.7 %		
	高速鉄道事業	二酸化炭素換算 走行距離数	0.00160 t-CO2/km	0.00168 t-CO2/km	4.6 %	0.00158 t-CO2/km	-1.2 %		
	実績に対する自己評価	特に事務系において、庁舎移転に伴い電気使用量が大幅に減少した。							
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			報告年度（実績）				
		取組量等	（二酸化炭素換算）		取組量等	（二酸化炭素換算）			
	森林の保全及び整備	（整備面積）	ha	（吸収量）	t	（整備面積）	ha	（吸収量）	t
	府内産の木材の利用	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t	（利用量）	m <sup>3</sup>	（削減量）	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（発電量）	kWh	（削減量）	t	（発電量）	kWh	（削減量）	t
	グリーン電力の購入	（購入量）	kWh	（削減量）	t	（購入量）	kWh	（削減量）	t
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量）	t	（削減量）	t	（購入量）	t	（削減量）	t
	削減量等合計			*3	t	*5		t	
差引排出量 （排出合計－削減等合計）		基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）	報告年度（実績）	増減率（実績）			
		*1 69,352.0 t	*2)*3 70,383.0 t	1.5 %	*4)*5 71,662.3 t	3.3 %			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	1 交通局では、環境定期券制度を導入しており、土・日のマイカー抑制に努めております。また、夏休み期間においては、保護者同伴の場合に、小学生2人まで小児運賃の無料となる「市バスeco(エコ)サマー」を実施しました。（22年度も実施予定） 2 関係機関と連携した「走行環境改善・バス専用レーン啓発キャンペーン」等の市バスの走行環境改善活動を実施し、排出ガスの軽減に努めております。								
特記事項	自動車事業 乗り物に必要なエネルギーを比較すると、1人を1km運ぶのに必要なエネルギー（Kcal）は、「バス115」、「乗用車567」となっており、バスは乗用車に比べ約30%のエネルギー消費ですむとされています。 高速鉄道事業 平成20年1月16日 東西線二条～太秦天神川間延伸開通（2.4キロ延伸、新駅設置（西大路御池駅、太秦天神川駅））								

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外の事業者の方はレ印の記入は不要です。  
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度を、「報告年度」とは計画期間のうち、今回報告の対象となる年度をいいます。  
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。  
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、〇〇工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延床面積、走行距離等）を記入してください。  
 5 「その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等」のうち「森林の保全及び整備」の「目標年度（計画）」欄には計画期間中の目標の累計を、「報告年度（実績）」欄には実績の累計を記入してください。  
 6 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達の実施、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。